

沿岸広域振興局長告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成24年7月3日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0350380010	医療法人勝久会	気仙苑訪問リハビリテーション	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	平成24年7月1日

2 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370300477	医療法人勝久会	リハビリ機能強化型デイサービスセンター「あるける」	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	平成24年7月1日